

シルバー人材センターは「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき設置されている公益法人です。

第81号

(公社)小松市シルバー人材センター

会員だより



令和5年2月15日発行
(公社)小松市シルバー人材センター
〒923-0824 小松市軽海町ノ25番地1
電話 47-2855 FAX 47-2738
E-mail : komatsu-sc@sjc.ne.jp
URL : <https://webc.sjc.ne.jp/komatsu-sc/>
休日(土・日・祝日)の緊急連絡 080-8696-2226

令和5年2月15日現在会員数：909人（男性：551人 女性：358人）

令和4年配分金支払証明書について

令和4年（1月から12月）に就業された方々には、「配分金支払証明書」が1月20日に送付されていますので、下記を参照のうえ2月16日～3月15日の確定申告にご利用ください。

尚、シルバー派遣就労の方には、県連合会から12月下旬に給与所得の「源泉徴収票」が送付されていますので、確定申告の際に「給与所得」として申告してください。

配分金と所得税について

シルバー人材センターから就業をされた会員の皆様に支払われる「配分金」は、所得税法上「雑所得」として取り扱われますが、家内労働者等の必要経費の特例により、控除額が上限「55万円」認められます。計算方法は、以下の事例のとおりになりますのでご参照ください。

事例1 会員の収入が配分金のみの場合

$$\text{配分金} - \text{特例控除 } 55\text{万円} - \text{基礎控除 } 48\text{万円} \times \text{適用税率} = \text{所得税額}$$

※上記計算のとおり、会員の収入が配分金のみの場合には103万円まで所得税は課税されません。

事例2 会員の収入が配分金と公的年金等がある場合

$$\text{配分金} - \text{特例控除 } 55\text{万円} + \text{公的年金等の収入額} - \text{公的年金等の控除額} - \text{基礎控除 } 48\text{万円} \times \text{適用税率} = \text{所得税額}$$

※事例1・事例2とも算出中で配分金額が55万円未満のとき、その特例控除額は配分金相当額となります。なお、給与所得や生命保険契約に基づく収入などがある場合には、特例控除を受けられない場合もありますので、税務署にお尋ねください。

公的年金等控除

※公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計額が1,000万円以下の場合

65歳未満の場合

公的年金等の収入額	公的年金等控除額
130万円以下	60万円
130万円超 410万円以下	公的年金の収入額 ×25%+27.5万円
410万円超 770万円以下	公的年金の収入額 ×15%+68.5万円
770万円超 1,000万円以下	公的年金の収入額 ×5%+145.5万円
1,000万円超	195.5万円

65歳以上の場合

公的年金等の収入額	公的年金等控除額
330万円以下	110万円
330万円超 410万円以下	公的年金の収入額 ×25%+27.5万円
410万円超 770万円以下	公的年金の収入額 ×15%+68.5万円
770万円超 1,000万円以下	公的年金の収入額 ×5%+145.5万円
1,000万円超	195.5万円

シルバー人材センターは「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき設置されている公益法人です。

第81号

(公社)小松市シルバー人材センター

会員だより



令和5年2月15日発行
(公社)小松市シルバー人材センター
〒923-0824 小松市軽海町ノ25番地1
電話 47-2855 FAX 47-2738
E-mail : komatsu-sc@sjc.ne.jp
URL : <https://webc.sjc.ne.jp/komatsu-sc/>
休日(土・日・祝日)の緊急連絡 080-8696-2226

令和5年2月15日現在会員数：909人（男性：551人 女性：358人）

令和4年配分金支払証明書について

令和4年（1月から12月）に就業された方々には、「配分金支払証明書」が1月20日に送付されていますので、下記を参照のうえ2月16日～3月15日の確定申告にご利用ください。

尚、シルバー派遣就労の方には、県連合会から12月下旬に給与所得の「源泉徴収票」が送付されていますので、確定申告の際に「給与所得」として申告してください。

配分金と所得税について

シルバー人材センターから就業をされた会員の皆様に支払われる「配分金」は、所得税法上「雑所得」として取り扱われますが、家内労働者等の必要経費の特例により、控除額が上限「55万円」認められます。計算方法は、以下の事例のとおりになりますのでご参照ください。

事例1 会員の収入が配分金のみの場合

$$\text{配分金} - \text{特例控除 } 55\text{万円} - \text{基礎控除 } 48\text{万円} \times \text{適用税率} = \text{所得税額}$$

※上記計算のとおり、会員の収入が配分金のみの場合には103万円まで所得税は課税されません。

事例2 会員の収入が配分金と公的年金等がある場合

$$\text{配分金} - \text{特例控除 } 55\text{万円} + \text{公的年金等の収入額} - \text{公的年金等の控除額} - \text{基礎控除 } 48\text{万円} \times \text{適用税率} = \text{所得税額}$$

※事例1・事例2とも算出中で配分金額が55万円未満のとき、その特例控除額は配分金相当額となります。なお、給与所得や生命保険契約に基づく収入などがある場合には、特例控除を受けられない場合もありますので、税務署にお尋ねください。

公的年金等控除

※公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計額が1,000万円以下の場合

65歳未満の場合

公的年金等の収入額	公的年金等控除額
130万円以下	60万円
130万円超 410万円以下	公的年金の収入額 ×25%+27.5万円
410万円超 770万円以下	公的年金の収入額 ×15%+68.5万円
770万円超 1,000万円以下	公的年金の収入額 ×5%+145.5万円
1,000万円超	195.5万円

65歳以上の場合

公的年金等の収入額	公的年金等控除額
330万円以下	110万円
330万円超 410万円以下	公的年金の収入額 ×25%+27.5万円
410万円超 770万円以下	公的年金の収入額 ×15%+68.5万円
770万円超 1,000万円以下	公的年金の収入額 ×5%+145.5万円
1,000万円超	195.5万円

(公社)小松市シルバー人材センター 令和5年度 会員就業相談会

日時：毎月第3水曜日 10時～正午

場所：シルバー人材センター

	開催日		開催日
令和5年	4月19日	令和5年	10月18日
	5月17日		11月15日
	6月21日		12月20日
	7月19日	令和6年	1月17日
	8月16日		2月21日
	9月20日		—



お気軽にセンターへお越しください。

令和5年度 (公社)小松市シルバー人材センター 入会説明会日程表

	開催日	場所	曜日・時間・持参するもの
令和5年	4月12日、26日	シルバー人材センター	☆原則、毎月第2・第4水曜日 (※12月は左記参照) ☆9:00～ (5分前にご来場ください。) ☆持参するもの ・通帳(口座番号) [北國銀行、ゆうちょ、JA] ※JAのみ認印必要 ・登録費(4月～3月) 1,650円
	5月10日、24日		
	6月14日、28日		
	7月12日、26日		
	8月9日、23日		
	9月13日、27日		
	10月11日、25日		
	11月8日、22日		
12月13日 ※			
令和6年	1月10日、24日		
	2月14日、28日		
	3月13日、27日		

スマホ体験講習会開催のお知らせ

月日	時間	定員	内容	場所
3月24日 (金)	13:30～15:30	10名	内容：スマホ操作の基本を学びます。 (地図、カメラ、LINE文字入力) ※いずれも内容は同じです。 ※スマホをお持ちでなくても大丈夫です。 講師：ソフトバンク スマホアドバイザー	シルバー人材センター 研修室
3月30日 (木)	13:30～15:30	10名		

※お申し込みは、3月2日(木)迄に事務局へ(☎47-2855)

(公社)小松市シルバー人材センター 令和5年度 会員就業相談会

日時：毎月第3水曜日 10時～正午

場所：シルバー人材センター

	開催日		開催日
令和5年	4月19日	令和5年	10月18日
	5月17日		11月15日
	6月21日		12月20日
	7月19日	令和6年	1月17日
	8月16日		2月21日
	9月20日		—



お気軽にセンターへお越しください。

令和5年度 (公社)小松市シルバー人材センター 入会説明会日程表

	開催日	場所	曜日・時間・持参するもの
令和5年	4月12日、26日	シルバー人材センター	☆原則、毎月第2・第4水曜日 (※12月は左記参照) ☆9:00～ (5分前にご来場ください。) ☆持参するもの ・通帳(口座番号) [北國銀行、ゆうちょ、JA] ※JAのみ認印必要 ・登録費(4月～3月) 1,650円
	5月10日、24日		
	6月14日、28日		
	7月12日、26日		
	8月9日、23日		
	9月13日、27日		
	10月11日、25日		
	11月8日、22日		
12月13日 ※			
令和6年	1月10日、24日		
	2月14日、28日		
	3月13日、27日		

スマホ体験講習会開催のお知らせ

月日	時間	定員	内容	場所
3月24日 (金)	13:30～15:30	10名	内容：スマホ操作の基本を学びます。 (地図、カメラ、LINE文字入力) ※いずれも内容は同じです。 ※スマホをお持ちでなくても大丈夫です。 講師：ソフトバンク スマホアドバイザー	シルバー人材センター 研修室
3月30日 (木)	13:30～15:30	10名		

※お申し込みは、3月2日(木)迄に事務局へ(☎47-2855)